

コンテンツ・ビジネスとしてのスポーツ

T M I 総合法律事務所
弁護士 水戸 重之

1. スポーツ興行

2. リーグのビジネスモデル

3. プロ野球(リーグ)のビジネスモデル

4. スポーツ・コンテンツの保護

(1) 商標法による保護

「阪神優勝」商標登録事件(2002)¹

独『ワールドカップ2006』商標登録無効事件(2006)

FIFA World Cup(ワールドカップ)TMの右肩マーク(TM)の意味

(2) 選手のパブリシティ権

・判例(スポーツ関係)

王貞治肖像メダル事件(東京地判昭和53年10月2日):差止認容

中田英寿事件(東京高裁平成12年)

東京地判平成12年2月29日

東京高判平成12年12月25日:パブリシティ侵害は否定,プライバシー侵害は肯定
(参考)キング・クリムゾン事件

東京地判平成10年1月21日:侵害肯定/東京高判平成11年2月24日:侵害否定

コナミ野球ゲームソフト事件²

(a) 訴訟

野球機構がコナミ株式会社に対し、選手の氏名、肖像等をゲームに利用許諾したことに対して、日本プロ野球選手会が、2002年に東京地裁に提訴。

(i)コナミに対してゲームの販売差止を請求、

¹ パテント 2004Vol57 No.6 「再考『阪神優勝』」

² 日本プロ野球選手会ホームページより

(ii)野球機構及びコナミに対して、プロ野球機構にはこのような利用許諾を行う権限がないことの確認を請求。

- ・コナミとの間では、2004年6月25日に和解が成立。
- ・球団(野球機構から変更)との訴訟は、2006年6月に結審、8月判決予定。

(b) 公正取引委員会

公取委は、2003年4月22日、コナミの上記ライセンスの運用が、独占禁止法19条不公正な取引方法第2項〔その他の取引拒絶〕に違反するおそれありとしてコナミに対し警告、野球機構に対して独占禁止法に十分留意するよう要請。

(3) 放送

スポーツ放映権契約

スポーツ放映権の法的根拠³： 選手の肖像権、 試合会場の施設管理権

放映権の独占と英国ユニバーサル・アクセス権⁴

ユニバーサル・アクセス権：国民の誰もが国民的行事の視聴ができる権利
オリンピック、サッカー・ワールドカップ等については、「特定指定行事」として
地上波テレビ放送局に独占生放送権の獲得を認めることなどを規定。

ブラジル著作権法のスタジアム権 (Stadium Rights)⁵

スポーツ・イベントの放映権をスポーツ団体に認める規定。

ネットワーク・メディア： 「放送」と「通信」の融合

平成18年6月、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「報告書(案)」
電気通信役務利用放送法に基づくIPマルチキャスト放送について、「放送の同時再
送信」部分は「有線放送」と同様の取扱いとすることを提案。

データ・スタジアムのイラスト中継

以上

³水戸重之「スポーツの試合の放送権」(「スポーツの法律相談」(青林書院)所収)

⁴中村美子「ヨーロッパにおけるスポーツ放送とユニバーサル・アクセス」(メディア総合研究所編「スポーツ放送権ビジネス最前線」(花伝社)所収)

⁵ブラジル著作権法100条。黒川徳太郎「スポーツイベント保護の一つの事例」、ジョゼ・デ・オリヴェイラ・アセンサウン「ブラジル法における一つの改革 スタジアム権」(社団法人著作権資料協会(現・社団法人著作権情報センター)「放送に関する著作権制度の諸問題の研究4」(1984年3月所収)、同・著作権資料協会「各国著作権法の概要(1)世界知的所有権機関」(1981年3月)ブラジルの項(黒川訳)